

日本看護科学学会 看護学学術用語検討委員会  
新たな用語の定義 募集要項

1. 募集の経緯

看護学学術用語検討委員会では、1986年に委員会が発足して以来、その時々々の看護学のおかれている状況を踏まえながら、看護学の根幹を成す用語を特定し、概念規定を行うことを通して、看護学学術用語の体系化を図る取り組みを続けてきた。その成果物として第6・7期委員会では、看護行為を整理・分類し「看護行為用語分類」として提示し、第9・10期委員会では、時代を経ても看護学の根幹となる用語100語を特定し、「看護学を構成する重要な用語集」としてまとめ、Web公開されている。

1980～2010年代では、数多くの海外の看護理論が国内で紹介され、多様な看護研究方法が取り入れられ、多くの用語が看護学において用いられるようになった。他方で、看護学の専門家間で共通理解が得られていない用語も多数存在していた背景を踏まえて、看護学の根幹を成す用語を抽出し概念規定が行われてきた。直近の第15期委員会では、これまでに定義された用語をモニタリングし、臨床現場において用いられる認識などを調査し、新たに定義しなおすシステムの実装に取り組んだ。

今回新たな用語の定義を募集するに至った背景には、近年のICTを活用した健康管理・診療サービスの提供の実装、健康・医療・介護領域のビッグデータを集約したプラットフォームの構築、AIを用いた新たな教育方法の導入など、看護学を取り巻くデジタルトランスフォーメーション（デジタル技術による変革）により、新たな看護概念が創出されていることが挙げられる。加えて近年では、多領域の学術分野の研究者らと共同して行う国際的・学際的な研究も活発に行われている。これまでは看護学の専門家の間で共通認識を図ることに主眼がおかれてきたが、今後は全く新しい看護行為や、国内外・多領域の研究者間で共通認識を持つ必要のある現象について、概念規定していくことが求められる。

そこで第16期看護学学術用語検討委員会では、このような看護学をとりまく社会背景を踏まえ、既存の用語のブラッシュアップを含む、新たな用語の概念規定を継続的に行うシステムを考案した。このシステムは、新たな概念規定の提案を会員から広く募り、会員間の意見交換を経るプロセスで、新たな時代に相応しく多くの会員に開かれた双方向的システムとなることを目指している。看護学研究者がこれまでの研究の中で培ってきた、時代の変化に先立つ知の結晶ともいえる用語の定義や概念規定を、多くの看護学研究者の共有財産としていきたいという願いから広く公募する。

応募規程については以下の通りである。

## 2. 応募規程

- (1) 応募資格：本学会員（入会申請中も含む）
- (2) 申請内容：申請用紙参照
- (3) 申請方法：学会 HP もしくは（JANSpedia）より申請用紙をダウンロードし、学会事務局宛てに PDF 化した申請用紙を添付して E-mail で送る。

<日本看護科学学会事務局>

E-mail : office@jans.or.jp

## 3. 看護学学術用語の選定基準・選定プロセス

### 1) 新規の学術用語の選定基準・選定プロセス

#### (1) 選定基準

<どのような用語か>

- ・看護学の根幹を成す用語で、看護学および看護研究の発展に寄与する用語。
- ・領域や病院や地域などの場面を問わず看護学において重要な用語で、看護学においてある程度コンセンサスが得られる用語。
- ・看護職の間のみならず、関連領域の専門職や看護を受ける人々との間での良好なコミュニケーションを図ることができる用語。

<定義されたプロセス>

- ・関連文献もしくは先行研究などの分析を通して創出・検討されている。
- ・本来、多様な考えのもとに行われる研究活動こそが学術用語の発展のためには不可欠と認識し、用語の統一的使用を求めるものではないという点に留意し定義がなされている。
- ・用語が実践に及ぼす影響を鑑み、看護においては人々の自律性が最大限、尊重されることが伝わるよう定義がなされている。

#### (2) 選定プロセス

申請者は、専用の申請用紙に定義したい用語と必要事項を記入して申請する。

### **委員会選考**

看護学学術用語検討委員により、年に 2～3 回の審査会議を設け、選定基準に従い採用する用語の選定を行う。

申請者多数、もしくは申請用語が類似・重複している場合などは、看護学学術用語検討委員会にて協議し選考する。

### **最終選考・決定**

看護学学術用語検討委員会で選考した用語を理事会で報告する。

※応募から審査を経て公開まで約3ヶ月～半年程度の期間を頂いております。

## 2) 既存の学術用語改訂の選定基準・選定プロセス

### (1) 選定基準

- ・すでに当学会が発表している学術用語で、用語を修正することにより、看護学および看護研究のさらなる発展が期待できる用語。
- ・関連文献もしくは先行研究などの分析をとおして修正が検討されていること。

### (2) 選定プロセス

申請者は、専用の申請用紙に修正したい用語と必要事項を記入して申請してください。

1次選考から最終決定までのプロセスは、新規の学術用語の選定プロセスと同じ。

## 4. 募集上の留意点

- ・看護学学術用語登録の採否は、看護学学術用語検討委員会による選考、および理事会での報告で決定する。
- ・看護学学術用語の定義に関する著作権は、本会に帰属し、本会の承諾なしに他誌に掲載することを禁じる。
- ・看護学学術用語の登録日は、学会HPに掲載された日となる。
- ・著者の名前は、JANSpediaの謝辞欄にまとめて記載される。

## 6. 問い合わせ先：日本看護科学学会事務局

日本看護科学学会事務所

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町一丁目5番地14

ダイヤモンドビル6階

Tel 03-3525-8428 Fax 03-3525-8429

E-mail: office@jans.or.jp